

京都府地球温暖化対策推進計画（仮称）の策定について

18.3.29

地球温暖化対策プロジェクト

1 計画策定の趣旨

- 京都府においては、「京都議定書」の発効を踏まえ、府民総参加の下で、より実効性の高い地球温暖化対策を推進するため、平成17年12月に「京都府地球温暖化対策条例」を制定（18年4月施行予定）
- 同条例では、当面の目標として、府内における温室効果ガスの総排出量を2010年度（平成22年度）に1990年度（平成2年度）比で10%削減する数値目標を掲げるとともに（条例第2条）、この目標を達成するための計画（「地球温暖化対策推進計画」）を策定することを規定（同第10条）
- このため、同条例の施行に伴い、現行の計画（「^{きょう}京と地^{アース(あす)}球の共生計画－地球温暖化対策推進版」）を全面改定し、同条例に基づく新たな計画を策定するもの（なお、同計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条第2項の規定による地域推進計画にも位置付けるもの）

2 計画策定フロー

別紙のとおり

3 計画策定スケジュール

年 月	内 容
18年 3月29日	府環境審議会に「地球温暖化対策推進計画のあり方について」 諮問（企画部会・専門委員会合同会議開催） ※月2回程度のペースで専門委員会を開催（合同会議を含む。）
6月下旬	府環境審議会答申（企画部会・専門委員会合同会議開催）
7月上旬	答申を踏まえ、計画（案）を策定し、6月府議会（委員会）に 報告
7月中旬～ 8月中旬	計画（案）のパブリックコメントを実施
9月上旬	パブコメでの府民意見等を踏まえ、計画を策定・公表

(参 考)

京都市における「地球温暖化対策推進計画」の検討経過

- 平成17年8月23日 京都市環境審議会に「京都市地球温暖化対策計画の策定及び施策の評価，見直しのための体制について」諮問
※本審議会に学識経験者や市民公募等の委員で構成する「地球温暖化対策計画部会」を設置
- 平成17年9月 部会を4回開催（合同部会を含む）
～平成18年2月
- 平成18年2月 パブリック・コメントのための答申（案）とりまとめ
- 平成18年3月13日 答申（案）についてパブリックコメントの実施
～平成18年4月11日
- 平成18年4月中（予定） パブコメ後、審議会を開催・答申
→ 答申を受け、早期に計画を策定・公表